

# 介護報酬算定に当たっての留意事項 (誤りやすい算定例) 【施設系・居住系・短期入所等】

令和6年3月15日  
福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課

# 介護報酬算定に当たっての留意事項【施設系・居住系・短期入所等】

## 1 身体拘束廃止未実施減算

全サービス共通（入所系） ※令和6年度から短期入所生活介護も該当

- ◆身体拘束廃止委員会を3か月に1回以上開催する必要があるが、開催していなかった。
- ◆身体拘束の適正化のための定期的な研修（採用時、年2回）を実施する必要があるが、実施していなかった。
- ◆身体拘束を行う際に記録を残す必要があるが、残していなかった。

## 2 安全管理体制未実施減算

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設

- ◆以下の施設基準に規定する基準を満たす必要があるが、基準を満たしていなかった。
  - (1)事故発生防止のための指針の整備
  - (2)事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備
  - (3)事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う
  - (4)担当者を置くこと

## 介護報酬算定に当たっての留意事項【施設系・居住系・短期入所等】

### 3 夜勤職員基準未満減算

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型の場合）

◆夜勤を行う看介護職員について、2ユニットに1人以上の配置が必要だが、配置が確認できない日が2日以上連続及び月に4日以上あり、夜勤職員基準未満減算となった。

### 4 日常生活継続支援加算

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設

- ◆認知症高齢者の日常生活自立度の把握にあたっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いる必要があるが、用いていなかった。
- ◆認知症高齢者の日常生活自立度及び判定した医師名、判定日を施設サービス計画に記載する必要があるが、記載していなかった。

### 5 看護体制加算

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設

◆看護体制加算（Ⅱ）の算定に必要な看護職員の配置要件である常勤換算数（常勤換算方法で入所者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上かつ置くべき看護職員の数に1を加えた数以上配置）を満たす必要があるが、満たしていなかった。

## 介護報酬算定に当たっての留意事項【施設系・居住系・短期入所等】

### 6 夜間看護体制加算

(介護予防) 特定施設入居者生活介護

- ◆入居時に重度化した場合における対応に係る指針について説明し、同意を得た記録を残す必要があるが、説明・同意を得ていなかった。

### 7 個別機能訓練加算

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護

- ◆常勤専従の機能訓練指導員が1名以上必要だが、配置基準を満たしていなかった。(※短期入所生活介護の機能訓練指導員は専従のみ)
- ◆個別機能訓練に位置付けられた機能訓練を実施した際は、実施時間、訓練内容、担当者等記録を残す必要があるが、記録がなかった。

### 8 外泊時費用

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設

- ◆入所者の入院又は外泊期間中に、当該ベッドを短期入所に利用しない場合に算定できるが、利用していたにもかかわらず算定していた。

## 介護報酬算定に当たっての留意事項【施設系・居住系・短期入所等】

### 9 初期加算

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護

- ◆短期入所生活介護の利用者が引き続き入所となった場合には、入所直前の短期入所生活介護の利用日数を30日から控除する必要があるが、控除していなかった。
- ◆同一敷地内の病院（医療保険適用病床）との間で入退院する場合は、入退院日も含まずに算定する必要があるが、入退院日を含んで算定していた。

### 10 療養食加算

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

- ◆高血圧症に対して減塩食療法を行っている入所者には算定できないが、算定していた。
- ◆心臓疾患に対する減塩食療法を行う場合は、心臓疾患があることを確認し、その病名を明確に記載する必要があるが、病名が明確に記載されていなかった。

## 介護報酬算定に当たっての留意事項【施設系・居住系・短期入所等】

### 11 褥瘡マネジメント加算

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

◆特にリスクが高い・既往症がある・入所時に褥瘡があった入所者について、d1以上の褥瘡が発生し治療している期間中は加算Ⅱは算定できないが、算定していた。

### 12 夜間支援体制加算

認知症対応型共同生活介護

◆夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者を必要数配置する必要があるが、配置されていなかった。

### 13 医療連携体制加算

認知症対応型共同生活介護

◆入居時に重度化した場合における対応に係る指針について説明し、同意を得た記録を残す必要があるが、説明・同意を得ていなかった。

### 14 看取り介護加算

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護

#### ターミナルケア加算

- ◆看取りに関する指針について、入所の際に同意を得る必要があるが、同意を得ていなかった。
- ◆多職種共同で看取り介護計画を作成し、利用者又はその家族に説明の上、同意を得る必要があるが、計画を作成していなかった。
- ◆看取り介護計画を作成し、利用者又はその家族に説明の上、同意を得る必要があるが、計画の内容が看取りに対応していなかった。
- ◆看取りに関する職員研修を年1回行う必要があるが、行っていなかった。
- ◆医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者である必要があるが、診断等がなかった。
- ◆看護体制加算(Ⅱ)の算定が必要だが、同加算の要件を満たしていなかった。

# 介護報酬算定に当たっての留意事項【施設系・居住系・短期入所等】

## 15 短期入所生活介護費

短期入所生活介護

- ◆併設特養との間で入退所する場合は、短期入所生活介護において入退所日とも含まずに算定する必要があるが、入退所の日を含んで算定していた。
- ◆同一敷地内の病院（医療保険適用病床）との間で入退院する場合は、短期入所生活介護において入退院日とも含まずに算定する必要があるが、入退院日を含んで算定していた。
- ◆4日以上利用する場合は、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成する必要があるが、作成せずサービスの提供を行った利用者についても、介護報酬を算定していた。

## 16 送迎加算

短期入所生活介護、短期入所療養介護

- ◆送迎が必要と認められる記録が必要だが、記録が残されていなかった。
- ◆居宅から施設へ送迎したという実施記録が必要だが、記録が残されていなかった。

## 17 サービス提供体制強化加算

全サービス共通

- ◆介護職員の常勤換算数の計算を適切に行い、毎月の算定要件（人員基準）を満たしているか確認するとともに、毎年度4月から2月の勤務実績が算定要件を満たしているか確認し、その記録を残す必要があるが、確認した記録がなかった。